平成２３年（フ）第３０８号
大阪府摂津市千里丘東１丁目20番５号
債務者　星　　慶子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３０号
大阪府豊中市柴原町５丁目２番20―302号
債務者　大野　　修
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３１号
大阪府豊中市柴原町５丁目２番20―302号
債務者　大野　久代
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５号
広島県福山市引野町271番地３　ドミールつぼの101、旧住所広島県福山市日吉台２丁目７番19―306号
債務者　原田　　愛（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６号
広島県福山市明王台５丁目９番10号
債務者　水谷　　薫
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２４４号
島根県安来市切川町1480番地
債務者　稲田　幸夫
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０２１号
熊本市城南町碇201番地５　サンエンジェルス103
債務者　鴫山由紀美
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０８６号
熊本県上益城郡御船町大字木倉6538番地
債務者　郷司　千夏
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０９５号
熊本市城南町今吉野533番地３　パンプキン城南101
債務者　泉　　京二
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３号
熊本市龍田２丁目15番119―306号
債務者　後藤　遼奈
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３１０２号
横浜市戸塚区上矢部町1741番地２
債務者　早坂　靖夫
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１０３号
横浜市戸塚区上矢部町1741番地２
債務者　早坂　惠子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９号
神奈川県藤沢市羽鳥５丁目８番38号
債務者　池田　省二
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１号
神奈川県藤沢市稲荷１丁目５番19号　ビューラー湘南202
債務者　甲斐　紀子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４７号
愛知県豊橋市堂坂町55番地　A205
債務者　道下ひかる
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３７１号
愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺３番地の227
債務者　木村重機こと木村義男こと　巖　　基哲
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６号
愛知県豊橋市羽根井西町13番地７　105
債務者　鳥居　利江（旧姓間瀬）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部